

農政をめぐる情勢と話題

— 基本法改正で将来展望はひらけるか —



農的社會デザイン研究所 代表 薦 谷 栄一

四月頃から本格審議

政府は二〇二一年九月に食料・農業・農政審議会（以下「農政審議会」）に基づく本法検証部会（以下「検証部会」）を設置し、翌一〇月の一八日に第一回検証部会をスタート。以降、検証部会は一月二回のペースで開催してきた。二〇二三年の九月一日に農政審議会と検証部会の合同会議を開いて、基本法の検証・見直しについて最終とりまとめを了承し、農相に答申を行なった。

これを受けた本年一月二六日に召集された通常国会で農水省は、食料・農業・農村基本法改正案（以下「基本法改正案」と、これに関連して食料危機など不測時の対応を定める新法案、スマート農業振興に向けた新法案、農地関連法の改正案を一括させての審議を求めている。これら法案の審

議は二〇二四年度予算の成立後、四月頃から本格化するものと見込まれている。

基本法改正案の骨子

基本法改正案及び関係法案を現時点で筆者は入手できていないが、農相答申を受けて基本法改正案について、本だより前号のとおり、現行基本法の基本理念、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④その基盤としての農村の振興、の四つを、①

関連法案を一括審議

国民一人一人の食料安全保障の確立、②環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、③食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保、④農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保、に再整理されたものが提出されよう。

月二五日付の日本農業新聞記事によるとその概要は以下のとおりとされる。

適正な価格形成は先送り

スマート農業振興に向けた法案は、技術の活用や、同活動への非農業者の参画促進、農村でのビジネス創出。「その他」としては、持続可能な農業の主流化、食料自給率目標以外の数値目標の設定等、とされているものと思料する。

農地・担い手の減少に団塊世代のリタイアを目前にして、基本法改正はいかにも力不足の感を否めない。適正な価格形成もさりながら所得補償の確立をはじめとして、日本農業の将来を確保していくためには、抜本的な見直しを避けては通れない。基本法改正の先を

緊急かつ具体的に検討していくことが必須の情勢にあるのではないか。日本農業が直面する危機は深い。理念として位置づける、と

るようになる。

農地関連法改正案は農振法と農地法、農業経営基盤強化促進法を束ねて一本化する。そして農地面積目標達成に向けた措置を強化し

転用手続きを厳格化する。また農地所有適格法人について農業関係者の出資割合を現行の過半から三分の一超に引き下げられるようにし、農外から資金調達しやすくする。

スマート農業振興に向けた法案は、技術の活用や、それに合わせた新たな生産方式の導入、技術開発・成果普及に関する計画を国が認定する制度を創設する。認定を受けた農家や事業者に長期・低利融資などの支援措置を講じる。

基本法改正の先を

ところで今回の基本法見直しの目玉の一つとなつた食料の価格形成問題であるが、一月一七日付日本農業新聞では、食料の価格形成法案については、食料供給が大幅に不足する兆候があつた段階から、首相を本部長とする対策本部を設置し、出荷・販売の調整や輸入・生産の拡大を要請でき

る一方で一月二七日付の同紙では、二六日の閣議後の会見で坂本農相が、生産コストを反映した農産物の適正な価格形成の仕組みについて、「法制化を含めたスケジュールは見通すことが難しい状況だ」と述べたことが報じられている。政府は昨年六月、適正な価格形成について法制化する方針を示しており、このため生産者、小売、消費者等を集めの協議会が重ねられているが、関係者の間の「認識に乖離がある」ことをその理由にあげている。